

事業主殿

自由研削砥石(グラインダ)の取替え等の業務に係わる特別教育について

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部

労働安全衛生法第 59 条第 3 項で、特に危険有害な業務に労働者を就労させるときは、特別の安全衛生教育を実施するよう事業主に義務付けられており、研削砥石(グラインダ)の取替え又は取替え時の試運転の業務もこの特別教育を受講しないと作業させることができません。当協会では今回、下記により本特別教育を実施しますので、法律違反とならないよう、この機会に該当労働者を受講させられるようご案内いたします。

なお、特別教育を必要とする研削盤(グラインダ)の種類は、おおむね次のとおりです。

・自由研削用グラインダ

携帯用グラインダ(ポータブルグラインダ、ディスクグラインダ、アングルグラインダ、バーチカルグラインダ、ハンドグラインダ)、卓上(床上)グラインダ(両頭グラインダ)、スインググラインダ、ワゴングラインダ、切断機、その他(木工機械等に研削砥石を取り付けて使用するもの)

1. 実施月日・会場・講習内容・定員

実施月日	会場	科目	定員
令和元年 9 月 17 日(火) 9:00~16:30	東予自動車会館 新居浜市本郷 3-5-35 TEL(0897)43-4150 (駐車場あります)	○研削盤、研削砥石取り付け具に関する知識 (2 H) ○研削砥石の取付と試運転の方法に関する知識 (1 H) ○関係法令 (1 H) ○実技教育 (2 H)	90 名

2. 受講料 会 員 6,480 円(消費税含む) テキスト代 1,296 円(消費税含む)

一 般 9,720 円(消費税含む) テキスト代 1,296 円(消費税含む)

3. 修了証 全科目を受講した方に修了証をお渡しします。

又事業主には 3 年間保存義務のある受講証明書を発行します。

4. 申込要領 1) 申込先 (公社)愛媛労働基準協会新居浜支部 (新居浜市泉宮町 5-8) 電話 0897-37-3550

2) 申込書 ※印以外は全部記入して受講料を添えてお申し込み下さい。

3) 申込期限 令和元年 7 月 17 日(水)~令和元年 9 月 10 日(火) 【土・日及び祝日を除く】
(期間内でも定員になり次第締め切ります)

4) 受講料は欠席しても返戻しません。

切り取り

自由研削砥石の取替え、試運転に係わる特別教育

【受講申込書 受講日：令和元年 9 月 17 日】

※テキスト：□当 □済 □不要

※修了証番号	※受付番号		松・新・今 八・宇・四
ふりがな			
氏 名			□男 □女
生年月日	□昭和 □平成	年 月 日生	
現住所	〒 個人連絡先： ()		
勤務先住所	〒 TEL ()		
勤務先名			
備考			

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部長 殿

○ ※以外の欄はすべて記入してください。

自由研削砥石の取替え、試運転に係わる特別教育

【受講票】

※テキスト：□当日渡し □受講者持参

※受付番号	松・新・今 八・宇・四
ふりがな	
氏 名	
受講月日	令和元年 9 月 17 日(火)
時 間	9:00~16:30
会 場	東予自動車会館 新居浜市本郷 3-5-35 TEL 0897-43-4150
講習内容	研削盤、研削砥石取り付け具に関する知識
	研削砥石の取付と試運転の方法に関する知識
	関係法令
	実技教育

(公社)愛媛労働基準協会新居浜支部

○ 受講票は講習会当日受付に提示し
受講中は机上に置いてください。